



金 沢 市 公 報

第 2 4 8 9 号

平成17年(2005年)7月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
社団法人全国市有物件災害共済会の平成16年度の事業の経営状況について (総務課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	2
公 告	
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	2

浄化槽保守点検業者の登録について (環境保全課)	3
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (")	3
浄化槽保守点検業者の登録の抹消について (")	3
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (区画整理課)	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部廃止について (建築指導課)	4

告 示

●金沢市告示第237号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第1項の規定に基づき、金沢市の財産の損害に対する救済を委託した社団法人全国市有物件災害共済会から平成16年度の事業の経営状況について通知があったので、同条第3項の規定により、これを公表します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

平成16年度事業経営状況

1 平成16年度未現在会員市数	668市
2 建物総合損害共済	
受託市数	666市
共済責任額	50,286,695,127,000円
分担金収入	5,968,248,270円
支払共済金	3,115,501,194円
3 自動車損害共済	
受託市数	651市
分担金収入	2,397,560,407円
支払共済金	1,883,143,711円
4 正味財産の増減	
増 加	
実質収納分担金収入等共済事業収入	8,394,498,669円
利子収入等	383,685,986円
会館収益金繰入	1,077,738,649円
その他	26,032,114円
計	9,881,955,418円
減 少	
災害共済金等共済事業費	5,286,077,702円
共済事業外経費及び管理費等	2,024,973,150円

減価償却額及び繰入額等	4,714,001,685円
計	12,025,052,537円
当期正味財産減少額	2,143,097,119円
5 準備積立金の平成16年度末現在高の状況	
準備積立金の前年度繰越額	61,889,029,726円
平成16年度減少額	2,143,097,119円
平成16年度末現在準備積立金	59,745,932,607円

●金沢市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
山科町葵が丘町会	事務所の所在地	金沢市山科町東74番地	金沢市山科町東17番地	平成17年4月10日

●金沢市告示第239号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
石引ファーマライズ薬局	金沢市石引1丁目8番8号	ファーマライズ株式会社 代表取締役 大野利美知	平成17年7月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予 防 接 種 の 対 象 者 の 範 囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	平成17年7月21日から 平成18年3月31日まで	別表のとおり
三 種 混 合 (ジフテリア、破傷風 及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
二 種 混 合 (ジフテリア及び破傷風)			
風 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア2期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		

日本脳炎1期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者	
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満の者	
日本脳炎3期	14歳以上16歳未満の者	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
佐藤仁志	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町大学1丁目1番地	麻しん、三種混合、二種混合、風しん、ジフテリア2期、日本脳炎1・2・3期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	登録年月日
69	有限会社 松井設備	金沢市泉野出町2丁目27番25号	平成17年7月8日
70	日本クリーンサービス	金沢市田上1丁目65番地	平成17年7月11日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
13	金沢環境管理株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成17年7月5日
49	株式会社 クリーンテックサービス	金沢市専光寺町レ4番地13	平成17年7月7日
52	株式会社 日立ビルシステム	東京都千代田区神田錦町1丁目6番地	平成17年7月11日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	登録抹消年月日
5	日本浄化槽株式会社	金沢市玉銚5丁目50番地	平成17年7月6日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市田上第五土地区画整理組合	(変更前) 平成9年2月21日から 平成19年3月31日まで (変更後) 平成9年2月21日から 平成24年3月31日まで	金沢市田上町南之部、西之部、北之部、地之部、整之部、理之部、神之部、朝之部、イ之部、ニ之部、ホ之部、リ之部、ル之部、夕之部及びレ之部、田上二丁目、若松町セ之部並びに旭町日之部及びイ之部の各一部	金沢市田上町夕1番地1	平成9年2月21日	平成17年7月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を一部廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月21日

金沢市長 山 出 保

一部廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成17年7月12日	金沢市平和町3丁目167番2先から	金沢市平和町3丁目167番1の一部先まで	4.0	10.0

●正 誤

平成17年3月31日付け金沢市公報号外第7号の6

頁	箇 所	誤	正
2	下から6行目	生後年1年6月	生後1年6月
3	上から12行目	月額	月割

平成17年3月31日付け金沢市公報号外第7号の7

頁	箇 所	誤	正
17	上から3行目	ついては30日	ついては、30日
25	上から5行目	領収証書	領収書
32	上から5行目	、汚したり	汚したり
34	下から11行目	異議申立て	異議の申立て

頁	箇 所
35	上から15行目

誤

また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。

正

また、この通知書に記載された事項について、不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に異議の申立てをすることができます。

頁	箇 所
35	上から17行目

誤

この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

正

この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成17年3月31日付け金沢市公報号外第7号の9

頁	箇 所	誤	正
12	上から16行目	同様式その5第1葉(裏)、同様式その6第1葉(裏)及び同様式その7第1葉(裏)	同様式その7第1葉(裏)

平成17年3月31日付け金沢市公報号外第7号の12

頁	箇 所	誤	正
11	上から23行目	登記簿の謄本	登記簿謄本

平成17年(2005年)7月21日 印刷
平成17年(2005年)7月21日 発行

定価 120円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄